

足場解体作業において解体中の足場とともに墜落

業種：建設業
被災：死亡1名

厚生労働省安全課

1. 災害発生状況

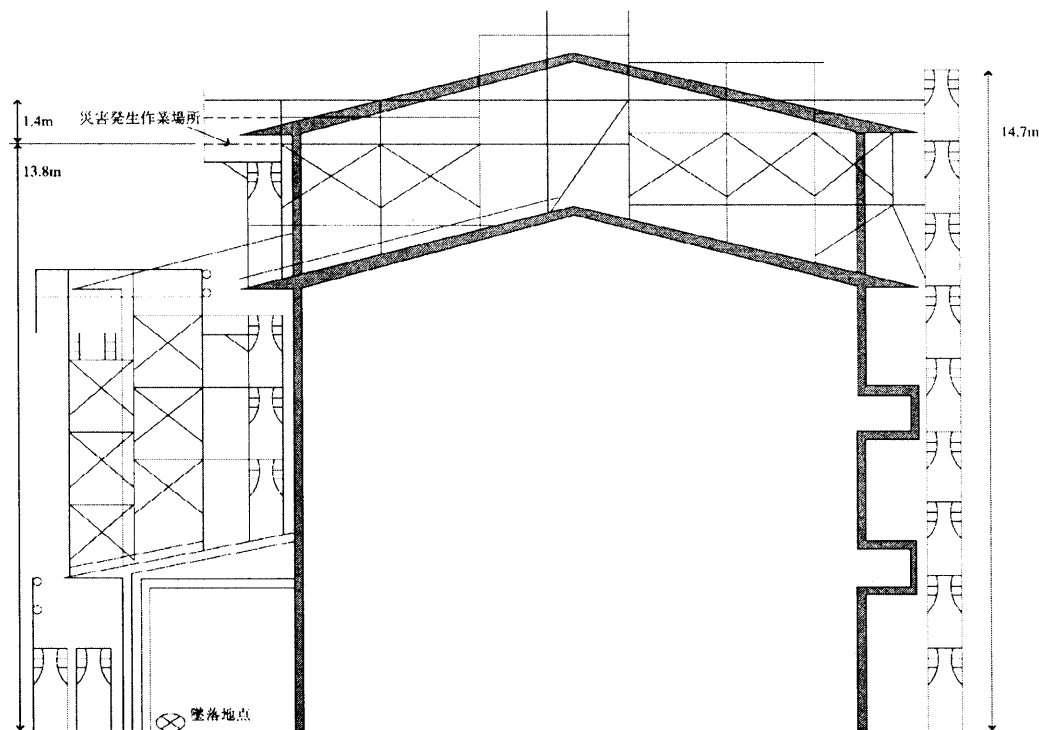
鉄筋コンクリート造り建築物の屋根及び外壁改修工事において、足場の解体工事を行うため、元請けの現場代理人と打合せの後、2次請負事業場の作業員である被災者と足場の組立て等作業主任者の2名、さらに3次請負事業場の労働者3名の5人で作業にとりかかった。

被災者は、図に示す足場板を保持するブラケット A と足場板とを緊結する番線を切断し、建地と手すりを接続するクランプを外したが、ブラケット A を接続する差込口は他の足場の構造部分であるブラケット B であり、ブラケット A は手すりとは建地を接続していたクランプのみによって

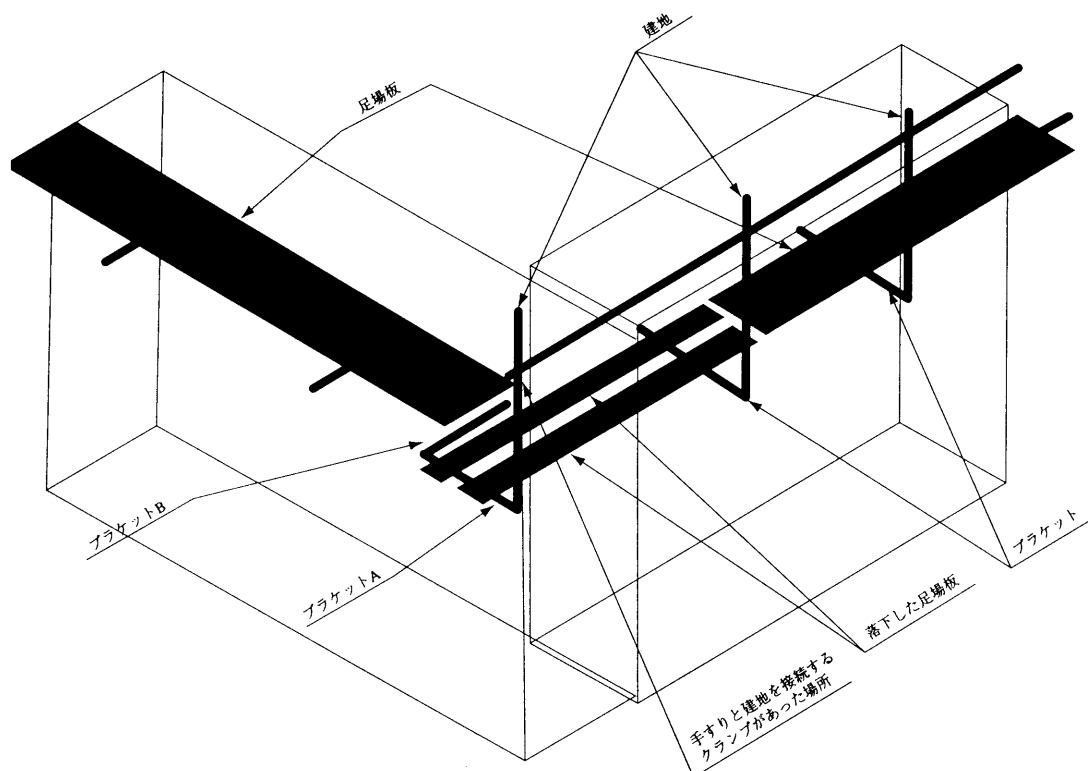
固定されていたため、ブラケット A が固定されなくなり回転して、被災者が足場板とともに約14メートル下の地上に墜落し死亡したものである。

なお、作業開始前の打合せにおいては当該足場の解体作業について具体的な安全上の指示はなく、災害発生時も足場の組立て等作業主任者は別の区域において別の作業を行っており、作業の監視等はなされていなかった。

さらに、当該作業における墜落防止措置としては防網等の設置は行われておらず、作業者は安全帯を携行しているのみであった。被災時には被災者は安全帯を使用していなかった。



足場構造概要図



2. 災害発生原因

- 1) 足場の解体作業を行うにあたり、関係労働者に対して具体的解体手順等を周知せず、また、足場の組立等作業主任者に作業の進行状況等の監視をさせていなかったため、被災者が自分が足場としていた足場板が脱落してしまう危険を予知できず、危険な解体手順により解体作業を行ってしまったこと。
- 2) 被災者が安全帯を使用しておらず、また、足場の組立等作業主任者に安全帯の使用の監視をさせていなかったこと。

- 1) 足場の解体に係る具体的手順及び足場の構造について、作業を行う労働者に周知を徹底するとともに、足場の組立等作業主任者に作業の進行を監視させ、解体時の作業の安全を確保すること。
- 2) 労働者に安全帯の使用を徹底させるとともに、足場の組立等作業主任者に安全帯の使用を監視させること。
- 3) 足場の組立等作業主任者がその職務を履行できるよう労働者配置等を検討するとともに、その職務を関係労働者に周知徹底すること。
- 4) 足場の組立等時に解体時の危険がないような構造となるよう十分検討すること。

3. 再発防止対策

タンク内の洗浄作業中に 発生した有機溶剤中毒

業種：プラスチック製品製造業
被災：休業1名

厚生労働省化学物質調査課

1. 災害発生状況

本災害は、金属を真空蒸着する工場において、

オーバーホールのために分解した真空蒸着機のタンク内部で洗浄作業を行っていた作業員が、洗浄